

# 資料編

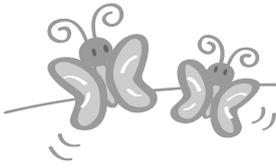




## 資料編

## 1 計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成20年12月	アンケート調査	次世代育成支援に関するニーズ調査
平成21年 9月17日	第1回次世代育成支援対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の概要について（策定方針、スケジュール等）</li> <li>本市における少子化の動向について</li> <li>アンケートの調査結果について</li> </ul>
9月25日	第1回次世代育成支援対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>委嘱状交付</li> <li>正副会長選出</li> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の策定について <ul style="list-style-type: none"> <li>後期計画概要について</li> <li>本市における少子化の動向について</li> <li>アンケートの調査結果について</li> </ul> </li> </ul>
11月20日	第2回次世代育成支援対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の素案について</li> </ul>
12月 2日	第2回次世代育成支援対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の素案について</li> </ul>
12月21日 ～ 平成22年 1月15日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見7件</li> </ul>
1月26日	第3回次世代育成支援対策行動計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の原案について</li> </ul>
2月 5日	第3回次世代育成支援対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の原案について</li> <li>後期計画のキャッチフレーズについて</li> </ul>
3月19日	第4回次世代育成支援対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の最終案の確認</li> </ul>



## 2 那須塩原市次世代育成支援対策協議会設置要綱と委員名簿

### ■那須塩原市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原市次世代育成支援対策行動計画（以下「行動計画」という。）の推進及び見直しに関する協議を行うため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、那須塩原市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 行動計画に基づく施策の推進に関する事項
- (2) 行動計画の見直しに関する事項
- (3) 次世代育成支援対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉施設の関係者
- (2) 教育機関の関係者
- (3) 子どもの育成を支援する団体に属する者
- (4) 子どもの育成に識見を有する者
- (5) 民間企業関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、次世代育成支援対策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年9月25日から施行する。

## ■委員名簿

(敬称略・順不同)

NO	所 属 等	氏 名	備 考
1	保育園	薄 井 恭 子	
2	保育園保護者	岡 村 良 之	
3	学童クラブ	深 谷 哲	
4	学童クラブ保護者	後 藤 政 人	
5	小学校	伴 伸 一	
6	小学校保護者	渡 辺 竜 司	
7	幼稚園	戸 田 直 樹	副会長
8	幼稚園保護者	本 澤 麻 美	
9	ボランティア団体	西 田 由記子	
10	ボランティア団体	佐々木 ツヤ子	
11	作新学院大学女子短期大学部	加 藤 悦 雄	会長
12	民生児童委員	大 森 利 男	
13	民生児童委員	沢 登 順 子	
14	民生児童委員	伊 藤 操	
15	黒磯商工会	渡 辺 克 久	
16	民間企業	岡 部 邦 栄	
17	子育て相談センター	岡 田 愛 子	
18	社会福祉協議会	関 谷 和 子	

任期：平成21年9月25日～平成23年9月24日

那須塩原市  
次世代育成支援対策行動計画（後期計画）



発行 平成22年3月  
企画・編集 那須塩原市 保健福祉部 子ども課  
〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
TEL (0287) 62-7138（直通）  
URL <http://www.city.nasushiobara.lg.jp/>

